

**令和8年度  
指定障がい福祉サービス事業者等集団指導  
（共同生活援助編）**

大阪市福祉局障がい者施策部

1

それでは、令和8年度 指定障がい福祉サービス事業者等集団指導、共同生活援助編をはじめます。

# 運営指導等における指導内容

## 1 運営に関する内容

## 2 給付費に関する内容

2

共同生活援助編では、運営指導等における指導内容のうち、

1 運営に関する内容

2 給付費に関する内容

についての注意事項を説明します。

はじめに、1 運営に関する内容から説明します。

## 従業者の員数

- 世話人及び生活支援員の配置は事業所全体で必要数を満たしてください。併せて共同生活住居ごとに支援に不足が生じないが確認する必要があります。
- また、世話人及び生活支援員の配置は、夜間の時間帯を除いて必要数を満たすように配置してください。
- 夜間の時間帯は利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から活動開始時刻までを基本とし、各事業所において設定するものですが、少なくとも22時から翌5時を夜間の時間帯に含む必要があります。

従業者の員数について説明します。

世話人及び生活支援員の配置については、事業所全体で必要数を満たしてください。

併せて、共同生活住居ごと支援に不足が生じないかも含めて、確認する必要があります。

また、世話人及び生活支援員は夜間の時間帯を除いて必要数を満たすように配置してください。

夜間の時間帯は利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、各事業所において設定するものですが、少なくとも22時から翌5時を夜間の時間帯に含む必要があります。

## 利用者負担額等の受領①

- 利用者負担額等は運営規程に定め、その費用の内容について、重要事項説明書等により利用者に説明を行い、利用者からの同意を得る必要があります。
- 利用者より支払を受け取った場合は、当該支払に係る領収証を利用者に対して交付する必要があります。



- ・ 利用者より支払いを受けることができる費用は、共同生活援助サービス費の他、次に掲げるものがあります。

1. 食材料費 2. 家賃 3. 光熱水費 4. 日用品費 5. その他の日常生活費

4

次に利用者負担額等の受領について説明します。

利用者負担額等は運営規程に定め、その費用の内容について、重要事項説明書等により利用者に説明を行い、利用者からの同意を得る必要があります。

また、利用者より支払を受け取った場合は、当該支払に係る領収証を利用者に対して交付する必要があります。

利用者より支払いを受けることができる費用は、共同生活援助サービス費の他、食材料費、家賃、光熱水費、日用品費、その他の日常生活費があります。

なお、利用者より支払いを受けることができる費用のうち、その他の日常生活費についての具体的な範囲は次の研修資料で説明します。

## 利用者負担額等の受領②

- 利用者より支払いを受けることができる費用のうち、その他の日常生活費について、具体的な範囲は次のとおりです。
  - (1) 利用者の希望によって、身の回り品若しくは教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
  - (2) 利用者の希望によって、送迎を事業者又は施設が提供する場合に係る費用



・ 一方で、共益費や管理費等あやふやな名目の費用、利用者の希望に基づかない日常生活費、退去時に要する費用(ハウスクリーニング費、鍵交換費)、経年劣化による設備修理費及び交換費、火災保険料、などは、利用者より支払いを受けることができません。

・ その他日常生活に要する費用の取り扱いについては、厚生労働省の通知を参照ください。  
『(平成18年12月6日付障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて』

5

利用者より支払いを受けることができる費用のうち、その他の日常生活費について、具体的な範囲は次のとおりです。

- (1) 利用者の希望によって、身の回り品若しくは教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
- (2) 利用者の希望によって、送迎を事業者又は施設が提供する場合に係る費用

一方で、共益費や管理費等あやふやな名目の費用、利用者の希望に基づかない日常生活費、退去時に要する費用(ハウスクリーニング費、鍵交換費)、経年劣化による設備修理費及び交換費、火災保険料、などは、利用者より支払いを受けることができません。

その他日常生活に要する費用の取り扱いについては、厚生労働省の通知をご参照ください。

### 利用者負担額等の受領③

- 運営指導等において、次のような事例が見受けられますので、ご注意ください。
- ・ 利用者から徴収する費用について、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費等の内訳が不明確で、徴収金額の根拠が示されていない。
- ・ 運営規程や重要事項説明書等に定められた金額と異なる金額を利用者から徴収している。
- ・ 食材料費、光熱水費等の精算が行われていない。
- ・ 修繕積立金等について、徴収額の記録がなされていない。また、利用者の退去時に残額の返金が行われていない。

6

利用者負担額等の受領について、運営指導等において、次のような事例が見受けられますので、ご注意ください。

利用者から徴収する費用について、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費等の内訳が不明確で、徴収金額の根拠が示されていない。

運営規程や重要事項説明書等に定められた金額と異なる金額を利用者から徴収している。

食材料費、光熱水費等の精算が行われていない。

修繕積立金等について、徴収額の記録がなされていない。また、利用者の退去時に残額の返金が行われていない。

## 地域との連携等

- 令和6年度報酬改定により、共同生活援助事業については、地域に開かれた事業として運営されるよう、地域との交流を図るため、地域連携推進会議を実施しなければならないこととされました。
- 地域連携推進会議は、利用者及びその家族、地域関係者、共同生活援助に関する知見を有する者、市町村担当者等により構成され、おおむね年1回以上、開催します。
- 地域連携推進会議では、事業運営の状況を報告するとともに、要望、助言等を聴く機会を設けます。また、会議における報告内容、情報共有、意見交換、要望及び助言等については、記録を作成し、公表する必要があります。



地域連携推進会議の具体的な取り扱いについては、本市ホームページに掲載されている、「[地域連携推進会議の手引き](#)」を参照ください。

URL: <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000650655.html>

続いて、地域との連携等について説明します。

令和6年度報酬改定により、共同生活援助事業については、地域に開かれた事業として運営されるよう、地域との交流を図るため、地域連携推進会議を実施しなければならないこととされました。

地域連携推進会議は、利用者及びその家族、地域関係者、共同生活援助に関する知見を有する者、市町村担当者等により構成され、おおむね年1回以上、開催します。

地域連携推進会議では、事業運営の状況を報告するとともに、要望、助言等を聴く機会を設けます。また、会議における報告内容、情報共有、意見交換、要望及び助言等については、記録を作成し、公表する必要があります。

地域連携推進会議の具体的な取り扱いについては、本市ホームページに掲載されている、「[地域連携推進会議の手引き](#)」を参照ください。

## 運営指導等における指導内容

- 1 運営に関する内容
- 2 給付費に関する内容

次に、給付費に関する内容を説明します。

## サービス管理責任者欠如減算①

- サービス管理責任者は利用者の数に応じ、1人以上配置する必要があります。
- 基準上必要とされるサービス管理責任者の員数が満たされていない場合には、減算を適用する必要があります。



- サービス管理責任者については、指定基準に定める人員を満たしていない場合、翌々月から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の70で算定してください。
- 減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、5か月目から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定してください。

サービス管理責任者欠如減算について説明します。

サービス管理責任者は利用者の数に応じ、1人以上配置する必要があります。

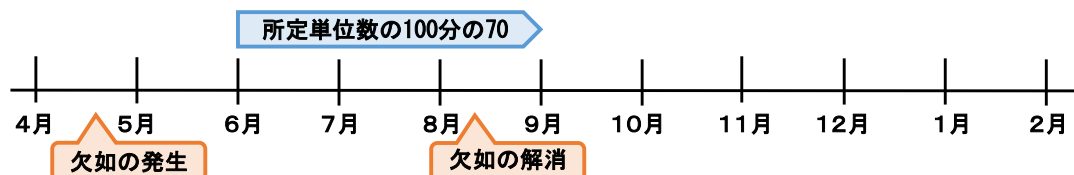
基準上必要とされるサービス管理責任者の員数が満たされていない場合には、減算を適用する必要があります。

サービス管理責任者については、指定基準に定める人員を満たしていない場合、翌々月から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の70で算定してください。

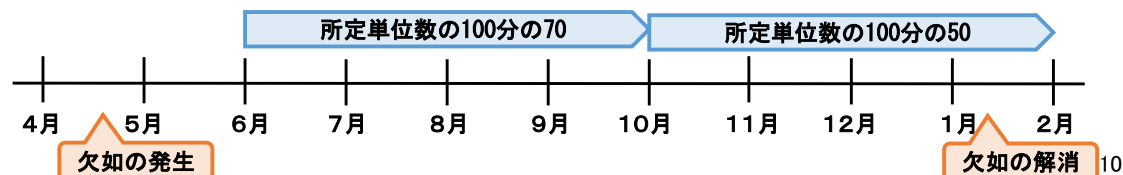
減算が適用された月から5か月以上連続して基準に満たない場合は、5か月目から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定してください。

## サービス管理責任者欠如減算②

例1) 4月中旬から人員が欠如して、8月上旬に欠如が解消されたケース  
人員が欠如した翌々月の6月から欠如が解消された8月の末日まで所定単位数の100分の70



例2) 4月中旬から人員が欠如して、1月上旬に欠如が解消されたケース  
人員が欠如した翌々月の6月から9月末日まで所定単位数の100分の70  
減算が適用された5カ月目の10月から欠如が解消された1月の末日まで所定単位数の100分の50



サービス管理責任者欠如減算について事例を用いて説明します。

事例1は、4月中旬にサービス管理責任者が欠如して、8月上旬に欠如が解消されたケースです。  
この場合、サービス管理責任者が欠如した翌々月の6月から、欠如が解消された8月の末日まで、所定単位数の100分の70単位となるよう減算します。  
この際、欠如の解消が8月上旬であっても、8月中は減算の算定が必要となります。

事例2は、4月中旬からサービス管理責任者が欠如して、1月上旬に欠如が解消されたケースです。  
この場合、人員が欠如した翌々月の6月から9月末日まで、所定単位数の100分の70となるように減算し、減算が適用された5カ月目の10月から、欠如が解消された1月の末日まで、所定単位数の100分の50となるよう減算します。  
この際、欠如の解消が1月上旬であっても、1月中は減算の算定が必要となります。

## サービス提供職員欠如減算

- 基準上必要とされる従業者の員数が満たされていない場合には、減算を適用する必要があります。



- 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から、人員欠如が解消されるに至った月まで、または、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲以内で欠如した場合はその翌々月から、人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数の100分の70で算定してください。
- 減算が適用された月から3ヵ月以上連続して基準に満たない場合、解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定してください。

11

サービス提供職員欠如減算について説明します。

基準上必要とされる従業者の員数が満たされていない場合には、減算を適用する必要があります。

人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、または、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲以内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数の100分の70で算定してください。

また、減算が適用された月から3ヵ月以上連続して基準に満たない場合、解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定してください。

## 日中支援加算

- 日中支援加算Ⅱの算定にあたっては、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図った上、個別支援計画等に位置付ける必要があります。
- 日中に支援を行う生活支援員又は世話人は、基準上必要とされる生活支援員又は世話人の員数に含めることはできません。



日中支援加算Ⅱは、障がい福祉サービスや介護保険サービスにおける日中活動等を利用している者が、利用予定日に当該サービスを利用することができなかった場合、又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できなかった場合に、当該利用者に対して、日中に介護等の支援を行った際に算定できる加算です。

そのため、日中活動等を早退又は遅参した利用者に対する支援については、当該加算を算定することはできません。

12

続いて、日中支援加算について説明します。

日中支援加算Ⅱの算定にあたっては、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図った上、個別支援計画等に位置付ける必要があります。

日中に支援を行う生活支援員又は世話人は、基準上必要とされる生活支援員又は世話人の員数に含めることはできません。

日中支援加算Ⅱは、障がい福祉サービスや介護保険サービスにおける日中活動等を利用している者が、利用予定日に当該サービスを利用することができなかった場合、又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できなかった場合に、当該利用者に対して、日中に介護等の支援を行った際に算定できる加算です。

そのため、日中活動等を早退又は遅参した利用者に対する支援については、当該加算を算定することはできません。

## 夜間支援等体制加算①

- <Ⅲ型以外>  
1人の夜間支援員が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があります。  
(サテライト型住居で巡回の必要がないとあらかじめ判断したものは除く。  
ただし、この場合であっても就寝前後に電話等により当該利用者の状況確認を行うことが必要です。)
- 夜間支援についても支援内容、利用者の状況、特記事項などを記載したサービス提供の記録を残す必要があります。

13

次に、夜間支援等体制加算についてです。

夜間支援等体制加算Ⅲ型以外において、1人の夜間支援員が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回しなければなりません。

なお、サテライト型住居で巡回の必要がないとあらかじめ判断したものは除きますが、この場合であっても就寝前後に電話等により当該利用者の状況確認を行うことが必要です。

また、夜間支援についても、支援内容、利用者の状況、特記事項などを記載したサービス提供の記録を残す必要があります。

## 夜間支援等体制加算②



- 夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定にあたっては、夜間支援の内容について、個々の利用者ごとに、個別支援計画に位置付ける必要があります。  
※夜間支援の必要性を明確にしてください。
- 加算の算定にあたって用いる単位区分は、夜間支援従業者が支援を行う共同生活住居における入居者の前年度平均利用者数で算定する必要があります。  
※共同生活援助事業所全体の前年度平均利用者数ではありません。

14

夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定にあたっては、夜間支援の内容について、個々の利用者ごとに、個別支援計画に位置付けて下さい。

特に、夜間支援の必要性を予め明確にしてください。

加算の算定にあたって用いる単位区分は、夜間支援従業者が支援を行う共同生活住居における入居者の前年度平均利用者数で算定して下さい。

なお、事業所全体の前年度平均利用者数ではありませんので、ご注意ください。

以上で、令和8年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導（共同生活援助編）を終わります。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。



お疲れさまでした。

以上で、令和8年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 共同生活援助編を終わります。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。